

議案第 8 号

新座市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

新座市国民健康保険税条例（昭和 3 0 年新座市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、改正部分をそれに対応する改正後部分に改める。

改 正 後	改 正 前
（課税額） 第 2 条 [略] 2 [略] 3 第 1 項第 2 号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、その合算額が <u>2 4 0, 0 0 0 円</u> を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>2 4 0, 0 0 0 円</u> とする。 4 [略] （国民健康保険税の減額） 第 2 2 条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>6 5 0, 0 0 0 円</u> を超える場合には、<u>6 5 0, 0 0 0 円</u>）、同条第 3 項の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>2 4 0, 0 0 0 円</u> を超える場合には、<u>2 4 0, 0 0 0 円</u>）並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>1 7 0, 0 0 0 円</u> を超える場合には、<u>1 7 0, 0 0 0 円</u>）の合算額とする。 (1)～(3) [略] 2・3 [略]	（課税額） 第 2 条 [略] 2 [略] 3 第 1 項第 2 号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、その合算額が <u>2 2 0, 0 0 0 円</u> を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>2 2 0, 0 0 0 円</u> とする。 4 [略] （国民健康保険税の減額） 第 2 2 条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>6 5 0, 0 0 0 円</u> を超える場合には、<u>6 5 0, 0 0 0 円</u>）、同条第 3 項の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>2 2 0, 0 0 0 円</u> を超える場合には、<u>2 2 0, 0 0 0 円</u>）並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>1 7 0, 0 0 0 円</u> を超える場合には、<u>1 7 0, 0 0 0 円</u>）の合算額とする。 (1)～(3) [略] 2・3 [略]

附 則

- この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 改正後の新座市国民健康保険税条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の国

民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、
なお従前の例による。

令和7年2月21日提出

新座市長 並 木 傑

提 案 理 由

後期高齢者支援金等課税額に係る限度額を改定したいので、この案を提出する
ものである。